

みんなにやさしいまちをめざし

# 「石狩市子どもの権利に関する条例」をつくりま

石狩市では、「子どもの権利」をみんなが理解して、子どもにとって一番良いことが本当になるように条例をつくろうとしています。  
「条例」というのは、市民がみんな決めて、みんなで守るまちのルールです。  
これを読んで感じたことを教えてください。

## 大人の皆様へ

このパンフレットは、来年4月に施行予定の「子どもの権利に関する条例」の制定にあたり、子どもの意見を聴くために作成しました。お子さんと一緒にお読みいただき、ぜひご意見をお寄せください。

「子どもの権利条例」について質問はありますか？



子どもの権利ってなんですか？



すべての子どもが、すこやかに自分らしく育つために必要なことです。世界のたくさんの国が話し合っ、1989年に「子どもの権利条約」が作られて、日本も1994年に賛成しています。詳しいことは次のページを見てください。



どうして条例をつくるの？



子どもが安心してしあわせに暮らせるように、多くの人に子どもの権利を知ってもらったり、それぞれの役割を決めたり、困ったときに助けてくれるところをつくったりする必要がありますね。そのルールを決めたものが条例です。条例はみんなの意見を聴いてつくりま。



では、石狩市の条例の内容を見ていきましょう！



# 1, 前文

条例の大切なメッセージだよ



子どもは、まちの宝であり、大きな可能性を持ったひとりのかけがえのない存在です。あらゆる差別や不利益を受けることなく、夢や希望を抱き、幸せに生きる権利があります。

大人は、心豊かで安心できる環境をつくり、愛情を持って子どもを守り育てます。そして、子どもの声を聴き、意見を尊重して一緒に考え、子どものために最も良いことをいちばんに考える責任があります。

子どもたちは今、いじめや虐待、貧困など深刻な状況にあり、保護者も子育ての負担感や孤立感から不安を抱えています。

石狩市の未来を担う子どもたちは、自分らしくすこやかに成長していくために、右のことを願っています。

身近なところに安心できる居場所や頼れる人がいて、悩みや思いを話すことができ、相手も自分も大切にしながら、すべての人がより良く暮らせるまち。

そんな子どもたちの考える未来のために、石狩市は、どのような環境に生まれ、どのような状況で育っても、子どもがいつも笑顔で暮らせる「こどもまんなかまちづくり」の考えのもと、みんなにやさしいまちを目指し、この条例を定めます。

## 石狩市の未来を担う子どもたちの願い

- 命が守られ、自分らしく成長したい
- 安心して遊んだり、休んだり、学んだりしたい
- 自分で考えて行動し、大人と同じように意見を言いたい
- 大人は責任を持って子どもを育ててほしい
- いじめや暴力、差別、虐待のない社会になってほしい
- すべての人に子どもの権利を理解してほしい

# 2, 子どもにとって大切な権利



子どもの権利条約ってなんですか？

「子どもの権利条約」は、子どもも大人と同じように一人の人間として権利があることを認めています。子どもは年齢に応じて手伝ったり、守ったりする必要があるので、子どもだけの権利をつくり、世界中の国で守っていくことを決めたとても大事な条約です。



条約にはどんな権利があるの？

条約には、①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利の4つの権利があります。

では、次は石狩市の条例の内容を見ていきましょう！



# いしかりし こ けんり 石狩市の子ども権利

## あんぜん あんしん い けんり 安全に安心して生きる権利

あい されて 育てられます。  
びょうき やケガをしても、病院に行けます。  
しょうがい や性別などで差別されません。

## じぶん せいちょう けんり 自分らしく成長できる権利

じぶん にあった方法で学ぶことができます。  
自分で考えて遊んだり、疲れたときには休むことができます。  
あんしん できる居場所があります。

## いけん ひょうめい さんか けんり 意見を表明し、参加する権利

じぶん の考えや意見を自由に伝えることができ、  
大切に受け入れられます。  
じぶん に関わることは大人と同じように市民の  
一人として参加できます。

## じぶん まも まも けんり 自分を守り、守られる権利

いじめや虐待を受けません。  
困ったときは、相談したり、助けてもらえます。  
あぶないことや犯罪から守られます。  
ひみつ は守られます。



こ けんり  
子どもの権利はわかったけど、どうやって守られるの？

じょうれい では、こ けんり まも するための役割を決めます。  
そして、こ けんり を多くの人に知ってもらうことが必要だと  
考えています。また、こ けんり を守ったり、傷つけられ  
たときに救ってくれるしくみをつくります。  
では、次はこ けんり を守る方法を見ていきましょう！



## 3, こ けんり まも やくわり 子どもの権利を守るための役割

### おとな 大人

しみん みんなでこ けんり  
権利を守るように協力  
します。仕事と子育てが  
両方ともできるように  
します。

### ほごしゃ 保護者

あいじょう を持ってこ けんり  
愛情を持って子どもを  
育てます。こ けんり  
子どもの声を  
聴き、子どもにとって何  
が良いのかをこ けんり  
一緒に考えます。

### こ けんり しせつ 子どもの施設

こ けんり がやりたいこと  
をこ けんり と一緒に考え  
ます。こ けんり が相談でき  
たり、あんしん できる居場所  
になるようにします。

### し けんり しやくしょ 市(市役所)

こ けんり けんり を守るた  
めにルールや計画をつ  
くったり、お知らせをし  
ます。しみん や保護者など  
を支援します。

## 4, 子どもの権利月間 11月だよ

子どもの権利を守るためには、子どもにも大人にも子どもの権利を知ってもらうことがとても大切です。石狩市では毎年11月を「子どもの権利月間」として、子どもの権利を知る機会をつくります。



## 5, 子どもの権利救済委員会

### 子どもの権利救済委員



弁護士や臨床心理士などが委員となって、子どもの権利が傷つけられたときに救う方法を考えたり、しくみを変えるように働きかけます。



### 子どもの権利調査相談員

子どもがいじめられたり、虐待を受けたり何か困ったときにお話を聴きます。子どもの権利について市民にお知らせしたり、救済委員からの指示で調査をします。



## 子どものみなさんへ

これに書いてあることが「石狩市子どもの権利条例」になります。  
これを読んでみて「これはいいな」、「これは大事だな」、「これはイヤだな」と思ったことや感想などを、ぜひ教えてください。  
みなさんからの意見は、市が一生懸命考えて、条例をつくるときや子どものために行動するときに活かしていきます。また、すべての意見に回答をします。

こちらのフォームから意見を  
送ってください



意見の募集期間だよ

8月1日(木) ~ 31日(土)



質問はこちらにしてね

石狩市子ども政策課 Tel:0133-72-3192  
E-mail:kss-k@city.ishikari.hokkaido.jp

### 大人の皆様へ

市では子どもの権利に関する条例素案についてのご意見を募集しております。

一般用の資料もありますので、市のホームページからご覧ください。

### 意見の提出方法

文書持参、郵送、FAX、Eメール、オンライン申請、音声ファイル、録音テープのいずれか(氏名、住所、連絡先を明記)で下記まで提出してください。

### 提出先

石狩市環境市民部広聴・市民生活課  
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目 30-2  
Tel:0133-72-3191/Fax:0133-72-3199  
E-mail:seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp